

静岡県公安委員会規程第10号

警察共通基盤システムによる運転者管理業務の開始等に伴う関係公安委員会規程の整備に関する規程を次のように定める。

令和6年12月24日

静岡県公安委員会委員長 稲田 精 治

警察共通基盤システムによる運転者管理業務の開始等に伴う関係公安委員会規程の整備に関する規程
(取消処分者講習の実施に関する規程の一部改正)

第1条 取消処分者講習の実施に関する規程（平成2年静岡県公安委員会規程第9号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
<p>(講習の実施機関)</p> <p>第2条 (略)</p> <p>2 公安委員会は、前項の規定にかかわらず法第108条の4第1項第1号の規定により取消処分者講習を適正かつ確実にを行うものとして<u>国家公安委員会規則</u>で定める基準に適合すると認められるものとして指定する者（以下「指定講習機関」という。）に取消処分者講習を行わせることができる。</p> <p>3 (略)</p> <p>(講習計画の策定及び報告)</p> <p>第10条 講習実施責任者は、毎月<u>翌月分</u>の講習実施計画を策定し、実施結果については講習の翌月に公安委員会に報告するものとする。</p>	<p>(講習の実施機関)</p> <p>第2条 (略)</p> <p>2 公安委員会は、前項の規定にかかわらず法第108条の4第1項第1号の規定により取消処分者講習を適正かつ確実にを行うものとして<u>指定講習機関に関する規則（平成2年国家公安委員会規則第1号）</u>で定める基準に適合すると認められるものとして指定する者（以下「指定講習機関」という。）に取消処分者講習を行わせることができる。</p> <p>3 (略)</p> <p>(講習計画の策定及び報告)</p> <p>第10条 講習実施責任者は、毎月<u>10日までに</u>翌月分の講習実施計画を策定し、実施結果については講習の翌月に公安委員会に報告するものとする。</p>

備考 改正箇所は、下線が引かれた部分である。

別記様式第1を次のように改める。

別記様式第1（第5条関係）（用紙 日本産業規格A4縦型）

取消処分者講習受講申請書 年 月 日 静岡県公安委員会 殿 指定講習機関名			
氏名		生年月日	
本（国）籍			
住所			
欠格期間満了の日	年 月 日		
取消前に取得していた免許種類（○で囲む）	大 中 準 普 大 大 普 小 原 牽 大 中 普 大 牽	型 型 型 通 特 自 自 特 付 引 型 型 通 特 引 種 種 種 種 種	
講習区分	一般・飲酒	希望する車両	四輪・二輪・原付
講習日	1日目 年 月 日 ・ 2日目 年 月 日		
講習手数料			
備考			

(注) 氏名、生年月日、本（国）籍及び住所の欄は、明瞭に楷書で記載すること。

(臨時適性検査等に関する規程の一部改正)

第2条 臨時適性検査等に関する規程(平成14年静岡県公安委員会規程第4号)の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
<p>(適性検査所の設置)</p> <p>第2条 交通部運転免許課に静岡県運転適性検査所(以下「本部適性検査所」という。)を置く。</p> <p>2 (略)</p> <p>(検査の種別)</p> <p>第3条 (略)</p> <p>2 署運転適性検査所は、身体的(生理機能)適性検査のうち、視力及び聴力に係る検査(規則第29条の3第3項において準用する同規則第23条第1項の表聴力の項第2号に係る検査を除く。)を行うことができる。</p>	<p>(適性検査所の設置)</p> <p>第2条 静岡県警察本部交通部運転免許課に静岡県運転適性検査所(以下「本部適性検査所」という。)を置く。</p> <p>2 (略)</p> <p>(検査の種別)</p> <p>第3条 (略)</p> <p>2 署運転適性検査所は、身体的(生理機能)適性検査のうち、視力及び聴力に係る検査(規則第29条の3第5項において準用する同規則第23条第1項の表聴力の項第2号に係る検査を除く。)を行うことができる。</p>

備考 改正箇所は、下線が引かれた部分である。

様式第5号を次のように改める。

診 断 依 頼 書

第 号
年 月 日

医師 殿

静岡県公安委員会 印

道路交通法施行規則第29条の3の規定に基づき、下記被検者に対する次の事項について、診断を依頼します。

被 検 者	住 所	
	氏 名	
	生 年 月 日	

診 断 事 項	(1) 病名
	(2) 所見
	(3) 現時点での病状
	(4) 現時点での病状を踏まえた今後の見通しについての意見
	(5) その他参考事項

備 考	
--------	--

被 検 者 出 頭 予 定 日 時 ・ 場 所	日 時	場 所
----------------------------	--------	--------

(若年運転者期間に係る特例取得免許の取消処分に関する規程の一部改正)

第3条 若年運転者期間に係る特例取得免許の取消処分に関する規程（令和4年静岡県公安委員会規程第17号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
<p>(処分の決定の通知及び処分の執行の依頼)</p> <p>第6条 (略)</p> <p><u>(処分の執行)</u></p> <p>第7条 <u>法第104条の2の4第1項、第2項又は第4項の規定により処分をするときは、当該処分に係る者に対し運転免許取消処分書（様式第5号）を交付するものとする。</u></p> <p>(依頼により処分を執行した旨の通知)</p> <p>第8条 <u>他の都道府県公安委員会から処分の執行の依頼があった場合において、当該処分をしたときは、当該都道府県公安委員会に対し執行通知書（様式第6号）により、その旨を通知するものとする。</u></p> <p>(処分を執行した旨の通知)</p> <p>第9条 <u>法第104条の2の4第7項の規定による通知は、処分執行通知書（様式第7号）により行うものとする。</u></p> <p><u>(代理人)</u></p> <p>第10条 <u>道路交通法の規定に基づく意見の聴取及び弁明の機会の付与に関する規則（平成6年国家公安委員会規則第27号。以下「意見の聴取等規則」という。）第5条第1項の書面の様式は、代理人資格証明書（様式第8号）のとおりとする。</u></p> <p><u>2 意見の聴取等規則第5条第2項の規定による届出は、代理人資格喪失届出書（様式第9号）を提出して行うものとする。</u></p> <p><u>(補佐人)</u></p> <p>第11条 <u>意見の聴取等規則第6条第1項の書面の様式は、補佐人出頭許可申請書（様式第10号）のとおりとする。</u></p> <p><u>(意見の聴取の通知)</u></p>	<p>(処分の決定の通知及び処分の執行の依頼)</p> <p>第6条 (略)</p> <p>(依頼により処分を執行した旨の通知)</p> <p>第7条 <u>他の都道府県公安委員会から処分の執行の依頼があった場合において、当該処分をしたときは、当該都道府県公安委員会に対し執行通知書（様式第5号）により、その旨を通知するものとする。</u></p> <p>(処分を執行した旨の通知)</p> <p>第8条 <u>法第104条の2の4第7項の規定による通知は、処分執行通知書（様式第6号）により行うものとする。</u></p>

第12条 法第104条の2の4第6項において準用する法第104条第1項の規定による通知は、意見の聴取通知書（様式第11号）により行うものとする。

（意見の聴取の期日及び場所の変更の申出等）

第13条 意見の聴取等規則第8条第2項の書面の様式は、変更申出書（様式第12号）のとおりとする。

2 意見の聴取等規則第8条第3項の規定による通知は、変更通知書（様式第13号）により行うものとする。

（意見の聴取の続行の通知）

第14条 意見の聴取等規則第11条第2項の規定による告知は、意見の聴取続行通知書（様式第14号）により行うものとする。

（意見の聴取調書）

第15条 意見の聴取等規則第12条第1項の意見の聴取調書の様式は、意見の聴取調書（様式第15号）のとおりとする。

（委任）

第16条 （略）

（委任）

第9条 （略）

備考 改正箇所は、下線が引かれた部分である。

様式第5号を削る。

様式第6号中「（第8条関係）」を「（第7条関係）」に改め、同様式を様式第5号とする。

様式第7号中「（第9条関係）」を「（第8条関係）」に改め、同様式を様式第6号とする。

様式第8号から様式第15号までを削る。

（一定の病気等による運転免許に係る行政処分に関する規程の廃止）

第4条 一定の病気等による運転免許に係る行政処分に関する規程（平成29年静岡県公安委員会規程第5号）は、廃止する。

附 則

- 1 この規程は、令和7年1月5日から施行する。
- 2 この規程の施行の際現に改正前のそれぞれの公安委員会規程の様式により提出されている申請書等は、改正後のそれぞれの公安委員会規程の相当する様式により提出された申請書等とみなす。
- 3 この規程の施行の際現に改正前のそれぞれの公安委員会規程の様式により作成されている用紙は、当分の間、調整して使用することができる。